

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年3月5日
【会社名】	株式会社池田銀行
【英訳名】	The Bank of Ikeda, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 服 部 盛 隆
【本店の所在の場所】	大阪府池田市城南2丁目1番11号
【電話番号】	(072)751局3521番(代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長 宮 田 浩 二
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区茶屋町18番14号 株式会社池田銀行 企画部
【電話番号】	(06)6375局3595番
【事務連絡者氏名】	企画部長 宮 田 浩 二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 22,851百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社池田銀行 東京支店 (東京都千代田区丸の内2丁目2番1号) 株式会社池田銀行 神戸支店 (神戸市中央区京町71番地)

(注) 上記のうち、株式会社池田銀行東京支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	10,000,000株	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない、当行における標準となる株式です。単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成22年3月5日(金)開催の取締役会決議によります。

2 当行は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容について普通株式と異なる定めをした第一種優先株式及び第二種優先株式(以下「優先株式」と総称する。)についての定めを定款に定めております。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会(ただし、第二種優先株式については、平成22年3月31日をその議決権の基準日とする定時株主総会以降に開催されるものに限ります。)に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有します。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	10,000,000株	22,851,000,000	11,425,500,000
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	10,000,000株	22,851,000,000	11,425,500,000

(注) 1 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額であります。また、増加する資本準備金の額は11,425,500,000円であります。

2 平成22年3月4日(木)の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主に対し、その所有株式数につき25,889,388:10,000,000(所有株式25,889,388株につき10,000,000株)の割合をもって新株式を割り当てます。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,285.10	1,142.55	100株	平成22年3月23日(火)	該当事項はありません。	平成22年3月24日(水)

(注) 1 株主割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は会社法上の払込金額であります。

3 申込方法は、申込期間内に後記「(3)申込取扱場所」記載の申込取扱場所に申し込むものとし、払込期日に後記「(4)払込取扱場所」記載の払込取扱場所へ払い込むものとし、

4 上記記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、当該株式に係る株式の割当を受ける権利は消滅いたします。また、申込みがない株式については発行いたしません。

（３）【申込取扱場所】

下記の払込取扱場所と同一であります。

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社池田銀行 本店営業部	大阪府池田市城南2丁目1番11号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】**（１）【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
22,851,000,000	82,000,000	22,769,000,000

（注）発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（２）【手取金の使途】

今回の増資に伴い財務基盤の強化を図るとともに、上記差引手取概算額22,769,000,000円については、平成22年9月頃までに、運転資金として地元中堅・中小企業向けの事業性貸出及び住宅ローンなど個人向け貸出の増強等に全額充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 資本金の増減

当行は、平成21年6月26日開催の定時株主総会及び種類株主総会における資本金の額の減少決議に基づき、平成21年8月14日付で、資本金の額を76,865百万円から39,630百万円に減少いたしました。

2. 対処すべき課題及び事業等のリスク等について

第四部 組込情報の有価証券報告書（第87期）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 対処すべき課題」については、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成22年3月5日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「対処すべき課題」は上記有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に、本有価証券届出書提出日（平成22年3月5日）までに生じた変更その他事由を反映し、その全体を一括して記載したものであります。

また、上記有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」についても、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の提出日（平成22年3月5日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「事業等のリスク」は上記有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_罫で示しております。

当該「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」には、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年3月5日）現在において判断したものであります。

なお、当該有価証券報告書中の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 対処すべき課題」及び「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」以外にも将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成22年3月5日）現在においても、その判断に変更はありません。

[対処すべき課題]

当行は、関西地域における代表的な独立系の金融グループとして最良の地域金融機関となることを目的に泉州銀行と平成21年10月に共同株式移転による経営統合を実施し、株式会社池田泉州ホールディングス（以下「池田泉州ホールディングス」といいます。）を設立いたしました。

また、関係当局による認可を前提として平成22年5月に池田泉州ホールディングスの傘下銀行の兄弟行である泉州銀行との合併を予定しており、これを契機に、中長期的な成長を目指し「経営基盤の安定化」及び「効率化の追求・アライアンスの伸展・他金融機関との差別化」に重点をおいた成長戦略を更に推し進めてまいります。

池田泉州ホールディングスの下、人口が密集し、産業が集積する大阪ベイエリアに拠点を有する独立系都市型地方銀行として、「リレーションシップバンキングの強化」及び「きめ細かなサービスのご提供」が最大の使命であるとの認識の下、地域の皆様のお役に立ち、地域とともに成長する地方銀行として、引き続き財務の健全化に努め、効率経営を推進し、業績回復及び復配に努め、お取引先や地域の皆さまのご信頼、ご期待にお応えしてまいります。

[事業等のリスク]

当行グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は別段の記載がない限り、本有価証券届出書提出日(平成22年3月5日)現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

期待した統合効果を十分に発揮できないリスク

当行は、平成21年10月1日、株式会社泉州銀行(以下「泉州銀行」といいます。)との共同株式移転により株式会社池田泉州ホールディングス(以下「池田泉州ホールディングス」といいます。)を設立いたしました。また、当行は、平成22年1月13日の取締役会において、泉州銀行との間で合併契約を締結することを決議し、同日、泉州銀行との間で合併契約を締結いたしました。本合併契約に基づき、当行は、関係当局の認可を前提として、平成22年5月1日を目処に、泉州銀行を消滅会社として同行と合併する予定です(以下、当行と泉州銀行の合併を「本件合併」といい、当行と泉州銀行の共同株式移転と総称して「本件統合」といいます。)。

しかしながら、以下の要因等により本件統合の効果が妨げられ、その結果、当初期待した本件統合の効果を十分に発揮できない、当初予定したよりも本件統合が遅れる等の場合には、当行の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・本件統合において企図した事業計画及び経営の効率化を予定どおり実施できないこと
- ・本件統合に伴う商品・サービス、業務・システム、店舗等の統合による想定外の追加費用の発生
- ・本件統合後の顧客との関係の変化、営業戦略の不奏功等により、本件統合によるシナジーを発揮できないこと
- ・本件合併が予定どおり完了しないこと
- ・本件合併により発足する株式会社池田泉州銀行の新経営陣による具体的な経営方針や経営戦略は変更の可能性があります。同行の新経営陣による経営戦略等は、当行による本件合併後の新銀行の財務状態及び業績にも影響を及ぼす可能性があること
- ・本件合併後のシステム統合におけるシステム障害等の不測の事態の発生
- ・池田泉州ホールディングス及びそのグループ会社の資産及び貸出債権等に統一的な会計基準、償却引当基準その他の基準及び手続が適用されることにより、当行において追加の与信関係費用その他の費用や損失が発生する可能性があること

完全親会社の大株主との関係に関するリスク

株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「BTMU」といいます。)は、平成21年12月31日現在、当行の完全親会社である池田泉州ホールディングスの総議決権(但し、同社の第一種優先株式及び第二種優先株式に係る議決権の数は除外しております。)の約25%の議決権(但し、同社の第一種優先株式に係る議決権の数は除外しております。)を保有しております。池田泉州ホールディングス及びそのグループ会社は、BTMU及び株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFJ」といいます。)との親密な関係を今後も継続してまいりますが、池田泉州ホールディングスの議決権について、地域金融機関としての経営の独立性を高めるため、本件統合に伴い、当行、泉州銀行とBTMUは一定の合意をしており、当該合意により、将来的に、池田泉州ホールディングス及び当行は、BTMU及びMUFJの持分法適用会社から外れることを想定しております。池田泉州ホールディングス及びそのグループ会社は、現時点においても、BTMU及びMUFJとは独立して事業経営を行っておりますが、BTMUは当行の完全親会社である池田泉州ホールディングスの総議決権の約25%を有する同社の大株主であることから、BTMUの事業戦略又は投資方針等に変更が生じた場合等においては、当行の経営方針及び業務遂行に対して影響を及ぼす可能性があります。

(2) 不良債権に関するリスク

当行の平成21年12月末現在の単体ベースの金融再生法開示債権額は417億円、総与信に占める割合は2.46%であり、その債権に対する貸倒引当金、担保保証等による保全率は88.1%であります。

当行は、従来から主要営業地域(大阪府・兵庫県・京都府)における中小企業等(個人も含む、以下同じ。)を中心とする営業基盤の強化に注力しております。貸出金に対する主要営業地域向けの融資比率は平成21年12月末現在約90%、また、中小企業等向け貸出金の貸出金全体に占める割合は、平成21年12月末現在約77%となっております。

このような状況において、今後、地域経済環境の悪化を主因として、景気の影響を受けやすい中小企業等の業績不振や破産等により、与信関連費用が増加する可能性があります。

(3) 価格変動リスク

当行及び連結子会社は、国債等の債券や市場価格のある株式を保有しており、平成21年12月末現在で連結ベースの有価証券の保有残高は8,671億円であります。

債券は、近年市場金利は低水準で推移しておりますが、金利が大幅に上昇した場合には、国債を含む債券価格の下落により含み損が発生し、また、資金調達コストの増加や、金利負担の増加による融資先の業績悪化等が、当行及び連結子会社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、株式並びに投資信託等については、健全性を重視した厳しい基準により減損処理を実施していることから、追加的に評価損が発生するリスクは大幅に低減されております。しかしながら、市場価格の大幅な下落が続く場合には、評価損が発生し、当行及び連結子会社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 為替変動リスク

当行は、国際部門の運用・調達手段として外貨建取引による資産及び負債を保有しておりますが、為替レートの変動による業績等への影響を限定的なものにするため、持ち高は売持・買持の均衡を基本としております。しかしながら、為替レートが変動した場合、外貨建取引の円換算額は増減することになり、かかる外貨建の資産と負債の額が各通貨毎に同額で相殺されない部分について、当行の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 競争に関するリスク

当行の預金・貸出金は安定的な増勢を示しておりますが、当行の主要営業地域である大阪府、兵庫県及び京都府は、近畿圏における金融激戦地域であり、都市銀行をはじめとして他の金融機関も、同地域において、当行の主要営業基盤である中小企業等に対して積極的な営業活動を展開しております。また、金融制度の規制緩和に伴う銀行・証券・保険などの業態を超えた競争の発生に加え、ゆうちょ銀行の営業活動が今後より活発になることや異業種からの銀行業務参入による業態内での競争の激化も予想されます。当行がこうした競争的な事業環境において、競争優位性を得られない場合、当行及び連結子会社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 退職給付債務

当行は、確定給付型の退職給付制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

厚生年金基金の代行部分については、平成14年7月17日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けておりましたが、平成16年7月1日に過去分返上の認可を受けており、退職給付債務の削減を行っております。

しかしながら、金融・経済環境等の変化により、当行の年金資産の時価が下落した場合や運用利回りが低下した場合、または退職給付債務の計算の前提となる割引率の引き下げなど基礎率の変更があった場合には、退職給付費用が増加し、当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自己資本比率

当行及び当行グループ(当行及び当行の関係会社)は、銀行法により自己資本比率規制の適用を受けており、国内基準を採用しております。平成21年12月期の連結自己資本比率は10.06%であり、基準となる4%を大きく上回る水準であります。今後の自己資本比率を低下させる可能性は、景気低迷やデフレ状態の継続による与信関連費用の増加、有価証券価格の下落による含み損や損失の発生、または繰延税金資産の取崩し等が想定されます。

(8) 固定資産減損会計基準適用に伴うリスク

平成18年3月期決算より、固定資産の減損に係る会計基準を適用し、当行及び連結子会社が所有する固定資産の減損損失を計上しております。

今後、地価の動向及び対象となる固定資産の収益状況によっては、当行及び連結子会社が所有する固定資産の減損処理に伴う損失が発生し、当行及び連結子会社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 事務リスク

当行は、事務処理手続きに関する諸規定を詳細に定め、正確かつ迅速な事務処理を通じて事故発生の防止に取り組んでおります。また、内部牽制組織として監査部を設置し、営業店等を対象とした定期的な監査を行い、リスク管理上の問題点の把握や改善指導を通じて、事務処理の適切性の確保や、業務の健全な運営を目指しております。

しかしながら、事務処理の誤り、不正、事故等が発生した場合には、当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) システムリスク

当行は、平成17年1月より、次世代金融サービスを睨んだシステム面の「インフラの強化」と「運用のローコスト化」をはかるため、基幹業務の勘定系オンラインシステムを、当行システムから株式会社NTTデータの地銀共同システムに移行しております。

また、当行では業務運営が様々なコンピュータシステムにより支えられていることを踏まえ、システムの信頼性・安全性には万全を期すとともに、万一の場合に備えて、バックアップ体制を構築しております。

しかしながら、プログラムの不備、通信回線の故障や自然災害等によりコンピュータシステムの停止・誤作動等が発生した場合、決済機能や各種サービスが停止し、当行の業務遂行や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 情報漏洩に関するリスク

当行は、銀行業の事業特性上、大量の顧客情報を取り扱っております。当行では、従来より、情報資産保護のために内部管理体制を整備し、適切なリスク管理運営を行っております。しかしながら、顧客情報漏洩等の問題が発生した場合には、当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、情報漏洩に伴い発生した損害に対して、損害賠償責任が発生する可能性があります。

(12) 風説、風評が流布されることによる信用失墜のリスク

当行は、健全経営に徹するとともに、顧客への積極的な情報開示を行うなど、風説の流布の防止に努めております。

しかしながら、悪意や錯誤により経営不安を煽るような根拠のない情報が電子メール、インターネット、口コミ等によって広く伝わった場合、預金の流出や株価下落など、当行の経営に影響を与える事象に発展する可能性があります。

(13) 流動性リスク

当行は、個人預金を中心とする安定した資金調達基盤を構築しており、また、流動性の高い資産や担保提供可能な資産を十分確保するとともに、調達手段の多様化を図るなど、流動性リスク管理に万全の体制で臨んでおります。しかし、風評リスク等により信用力の一時低下や、マーケットの混乱等により、預金が流出、金融市場での資金調達の困難化等から、資金繰りが逼迫する可能性があります。

(14) 決済リスク

当行は、他の金融機関と様々な取引を行っておりますが、銀行間の決済システムに障害等が発生した場合には、他の金融機関との決済に支障をきたすおそれがあり、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 訴訟等のリスク

当行では、「コンプライアンス委員会」の下で法令等遵守の徹底に努め、法令等の違反を未然に防止する体制を強化しております。

しかし、今後、様々な業務遂行にあたり、法令違反及びこれに対する訴訟が提起された場合、当行の経営に影響を与える事象に発展する可能性があります。

(16) 格付け変更のリスク

当行は、格付機関より格付けを取得しておりますが、格付機関が当行の格付けを引き下げた場合、当行が市場において資本・資金調達を行うことが困難になり、また資金調達コストが増大するなど、当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 各種規制変更のリスク

当行及び連結子会社は、現時点の規制に従い業務を遂行しておりますが、これらの諸規制・政策は、今後の経済及び金融市場、又は金融機関への規制に関する世界的な潮流等に応じて、変更される可能性があります。例えば、平成21年12月4日には中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律が施行され、金融機関の努力義務として中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には貸付条件の変更等を行うよう努める旨が定められております。このような諸規制・政策の変更については、現時点でその影響を正確に予測することは困難ですが、その変更内容及び事業運営に及ぼす影響の程度によっては、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

3. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」記載の有価証券報告書（第87期）の提出日（平成21年6月29日）以後、本有価証券届出書の提出日（平成22年3月5日）までの間に提出した臨時報告書の内容は次のとおりであります。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく親会社の異動及び主要株主の異動について（提出日：平成21年10月1日）

(1) 親会社の異動

当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
住所	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
代表者の氏名	取締役社長 畔柳 信雄
資本金	1,620,896百万円（平成21年6月30日現在）
事業の内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理及び付帯する業務

名称	株式会社三菱東京UFJ銀行
住所	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
代表者の氏名	取締役頭取 永易 克典
資本金	1,196,295百万円（平成21年6月30日現在）
事業の内容	銀行業

名称	株式会社池田泉州ホールディングス
住所	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号（大阪梅田池銀ビル）
代表者の氏名	代表取締役会長 吉田 憲正 代表取締役社長兼CEO 服部 盛隆 （最高経営責任者）
資本金	50,000百万円（平成21年10月1日現在）
事業の内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理及び付帯する業務

当該異動の前後における当該提出会社の親会社の所有に係る当該提出会社の議決権の数及び当該提出会社の総株主等の議決権に対する割合

イ. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	73,626個 (73,626個)	23.08% (23.08%)
異動後	318,893個 (318,893個)	100% (100%)

(注) 1. 池田泉州HDは当行の完全親会社であり、池田泉州HDの親会社である株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループも当行の親会社であることから、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは、上記のとおり、当行の議決権を株式会社三菱東京UFJ銀行及び池田泉州HDを通じて間接的に所有しており、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループに係る池田泉州HDの所有議決権の数及び総株主等の議決権の数に対する割合は、4,643,768個（間接所有）、43.37%となります。

2. 「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、平成21年10月1日現在の議決権の総数318,893個を分母として計算しております。

3. ()内は間接所有を記載しております。

ロ. 株式会社三菱東京UFJ銀行

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	68,897個	21.60%
異動後	318,893個 (318,893個)	100% (100%)

(注) 1. 池田泉州HDは当行の完全親会社であり、池田泉州HDの親会社である株式会社三菱東京UFJ銀行も当行の親会社であることから、株式会社三菱東京UFJ銀行は、上記のとおり、当行の議決権を池田泉州HDを通じて間接的に所有しており、株式会社三菱東京UFJ銀行に係る池田泉州HDの所有議決権の数及び総株主等の議決権の数に対する割合は、4,535,064個、42.36%となります。

2. 「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、平成21年10月1日現在の議決権の総数318,893個を分母として計算しております。

3. ()内は間接所有を記載しております。

八. 株式会社池田泉州ホールディングス

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	318,893個	100%

(注)「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、平成21年10月1日現在の議決権の総数318,893個を分母として計算しております。

当該異動の理由及びその年月日

イ. 異動の理由

当行及び泉州銀行が共同して株式移転により池田泉州HDを設立したことにより、池田泉州HDは当行の議決権の100%を保有する株主となりました。これに伴い、池田泉州HDは、当行の完全親会社となるとともに、池田泉州HDの親会社である株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループも当行の親会社に該当することとなりました。

ロ. 異動の年月日

平成21年10月1日

(2) 主要株主の異動

当該異動に係る主要株主の名称、当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合並びに当該異動の年月日

主要株主の名称		主要株主の所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合	異動の年月日
株式会社池田泉州ホールディングス	異動前	- 個	- %	平成21年10月1日
	異動後	318,893個	100%	
株式会社三菱東京UFJ銀行	異動前	68,897個	21.60%	平成21年10月1日
	異動後	- 個	- %	

(注)「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、平成21年10月1日現在の議決権の総数318,893個を分母として計算しております。

その他の事項

本報告書提出日現在における提出会社の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 39,630百万円

発行済株式総数 38,139,388株

(普通株式25,889,388株、第一種優先株式6,000,000株、第二種優先株式6,250,000株)

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく親会社の異動について(提出日:平成21年11月27

日)

(1) 親会社の異動

当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
住所	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
代表者の氏名	取締役社長 畔柳 信雄
資本金	1,620,896百万円(平成21年9月30日現在)
事業の内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理及び付帯する業務

名称	株式会社三菱東京UFJ銀行
住所	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
代表者の氏名	取締役頭取 永易 克典
資本金	1,196,295百万円(平成21年9月30日現在)
事業の内容	銀行業

当該異動の前後における当該提出会社の親会社の所有に係る当該提出会社の議決権の数及び当該提出会社の総株主等の議決権に対する割合

イ. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	318,893個 (318,893個)	100% (100%)
異動後	個 (個)	% (%)

(注) 1. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは、当行の完全親会社である池田泉州HD株式を間接的に所有しており、その所有議決権の数及び総株主等の議決権の数に対する割合は、異動前4,643,768個(間接所有)、43.37%、異動後3,643,768個(間接所有)、34.03%となります。

2. 「総株主等の議決権の数に対する割合」の計算においては、平成21年10月1日現在の議決権の総数318,893個を分母として計算しております。

3. ()内は間接所有を記載しております。

□．株式会社三菱東京UFJ銀行

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	318,893個 (個)	100% (%)
異動後	個 (個)	% (%)

(注) 1．株式会社三菱東京UFJ銀行は、当行の完全親会社である池田泉州HD株式を所有しており、その所有議決権の数及び総株主等の議決権の数に対する割合は、異動前4,535,064個、42.36%、異動後3,535,064個、33.02%となります。

2．「総株主等の議決権の数に対する割合」の計算においては、平成21年10月1日現在の議決権の総数318,893個を分母として計算しております。

3．()内は間接所有を記載しております。

当該異動の理由及びその年月日

イ．異動の理由

当行は、平成21年11月25日付で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが提出した大量保有報告書の変更報告書により、株式会社三菱東京UFJ銀行が保有する当行の完全親会社である池田泉州HDの株式100,000,000株について、平成21年11月17日付で銀行等保有株式取得機構に売却されたことを確認いたしました。

これに伴い、当該株式の受渡日である平成21年12月3日において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び株式会社三菱東京UFJ銀行は、当行の親会社に該当しないこととなり、その他の関係会社に該当することとなりました。

□．異動の年月日

平成21年12月3日

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づく吸収合併の決定について（提出日：平成22年1月13日）

1．当該吸収合併の相手会社についての事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(平成21年9月30日現在)

商号	株式会社泉州銀行
本店の所在地	大阪府岸和田市宮本町26番15号
代表者の氏名	取締役頭取 吉田 憲正
資本金の額	44,575百万円
純資産の額	79,224百万円（連結） 81,684百万円（単体）
総資産の額	2,236,025百万円（連結） 2,243,091百万円（単体）
事業の内容	普通銀行業務

(2) 最近三年間に終了した各事業年度の経常収益、経常利益及び当期純利益

(連結)

(単位：百万円)

決算期	平成18年度	平成19年度	平成20年度
連結経常収益	55,453	57,721	59,052
連結経常利益 (は連結経常損失)	8,559	2,675	293
連結当期純利益	9,864	2,800	63

(単体)

(単位：百万円)

決算期	平成18年度	平成19年度	平成20年度
経常収益	49,983	52,777	53,984
経常利益	9,379	2,512	32
当期純利益	10,708	2,245	169

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

株式会社池田泉州ホールディングス 100%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係

該当事項はございません。

人的関係

該当事項はございません。

取引関係

A T M提携、外貨両替提携、ビジネスマッチングフェア・ビジネス商談会への相互参加等を行っております。

2. 当該吸収合併の目的

両行は、関西地域における代表的な独立系の金融グループとして最良の地域金融機関となることを目的として経営統合を進め、平成21年10月1日、完全親会社である「株式会社池田泉州ホールディングス」（以下「池田泉州ホールディングス」といいます。）を設立いたしました。

今般、両行は経営統合の目的に鑑み、統合効果を最大化するために、「株式会社池田泉州銀行」として合併いたします。

株式会社池田泉州銀行は、今後も「幅広いご縁」と「進取の精神」を大切に、お客様のニーズに合ったサービスを提供し、「地域の皆様からのご支持No.1」のご評価をいただけるように、更なる飛躍と企業価値向上に努めてまいります。

3. 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

(1) 吸収合併の内容

当行を吸収合併存続会社とし、泉州銀行を吸収合併消滅会社とする吸収合併といたします。

(2) 吸収合併に係る割当ての内容

当行及び泉州銀行はいずれも池田泉州ホールディングスの100%子会社であり、本合併に際して、当行より泉州銀行の株主に対し会社法第749条第1項第2号所定の株式その他の金銭等の交付を行いません。

(3) その他の吸収合併契約の内容

当行及び泉州銀行が平成22年1月13日付で締結した合併契約書の内容は次のとおりです。

合併契約書

株式会社池田銀行(以下「甲」という。)及び株式会社泉州銀行(以下「乙」という。)は、平成21年5月25日付締結の経営統合契約書における合意内容に基づき、以下のとおり合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(合併の方法)

1. 甲及び乙は、対等の精神に基づき、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併(以下「本合併」という。)を行う。
2. 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。
 - (1) 吸収合併存続会社(甲)
商号：株式会社池田銀行
住所：大阪府池田市城南2丁目1番11号
 - (2) 吸収合併消滅会社(乙)
商号：株式会社泉州銀行
住所：大阪府岸和田市宮本町26番15号
3. 本合併後の甲の商号及び住所は、以下のとおりとする。
 - (1) 商号：株式会社池田泉州銀行(英文名：The Senshu Ikeda Bank, Ltd.)
 - (2) 住所：大阪府大阪市北区茶屋町18番14号

第2条(合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項)

甲及び乙は、いずれも株式会社池田泉州ホールディングスがそれぞれの発行済株式の全てを保有しているため、甲は本合併に際し、乙の株主に対し会社法第749条第1項第2号所定の株式その他の金銭等の交付を行わない。

第3条(甲の資本金及び準備金等の額に関する事項)

本合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第4条(効力発生日)

本合併の効力発生日(以下「効力発生日」という。)は、平成22年5月1日とする。ただし、必要に応じて、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第5条(合併の手続)

甲及び乙は、その株主に対し、効力発生日の前日までに本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する承認(株主総会の決議による承認及び会社法第322条第1項に基づく種類株主総会の決議による承認を含む。)を求めるものとする。

第6条(会社財産の承継)

乙は、本合併の効力発生日において、効力発生日の前日現在の乙の資産、負債及びこれらに付随する権利義務を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第7条(会社財産の管理義務)

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条(従業員の処遇)

甲は、本合併の効力発生日に、効力発生日の前日における乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐものとし、乙の従業員に関する本合併後の取扱いについては、甲及び乙別途協議の上、これを決定する。

第9条(本合併後の取締役及び監査役)

1. 本合併後の甲の取締役の定数は23名とし、そのうち11名は甲の指名する者、11名は乙の指名する者、1名は株式会社三菱東京UFJ銀行の出身者とし、具体的な人選については、甲及び乙協議の上、本合併までにこれを行う。
2. 本合併後の甲の監査役の定数は4名とし、そのうち2名は甲の指名する者、2名は乙の指名する者とし、具体的な人選については、甲及び乙協議の上、本合併までにこれを行う。
3. 甲は、その株主に対して、本合併が効力を生じることを停止条件として、前2項に基づき本合併後の甲の取締役及び監査役に定めた者のうち、未だ甲の取締役及び監査役でない者並びに平成20年6月27日開催の甲の第86期定時株主総会において選任された者について、甲の取締役及び監査役に選任することにつき、その承認を求めるものとする。ただし、その就任すべき時期は効力発生日とする。

第10条(合併による定款変更)

甲は、その株主に対して、甲の定款を甲及び乙が別途合意する定款変更案のとおり変更することにつき、その承認を求めるものとする。

第11条(本契約の効力)

本契約は、法令上本合併に関して要求される関係官庁等の許認可(本合併に関する銀行法第30条第1項に規定される認可を含む。)が得られない場合は、その効力を失う。

第12条(本契約の変更及び解除)

本契約締結日から効力発生日までの間において、本契約に従った合併の実行に重大な支障となる事象が発生した場合には、甲及び乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第13条(協議事項)

本契約に定める事項のほか、本契約に定めがない事項、その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙別途協議の上定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年1月13日

甲：大阪府池田市城南2丁目1番11号
株式会社池田銀行
取締役頭取 服部盛隆

乙：大阪府岸和田市宮本町26番15号
株式会社泉州銀行
取締役頭取 吉田憲正

4．吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当する事項はありません。

5．当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社池田泉州銀行
本店の所在地	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号
代表者の氏名	代表取締役会長 吉田 憲正（予定） 代表取締役頭取兼CEO 服部 盛隆（予定）
資本金の額	39,630百万円
純資産の額	148,557百万円（平成21年9月30日における当行及び泉州銀行の純資産の単純合計）
総資産の額	4,874,026百万円（平成21年9月30日における当行及び泉州銀行の総資産の単純合計）
事業の内容	普通銀行業務

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第87期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月29日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第88期中)	自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	平成21年11月27日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月16日

株式会社 池田銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 重松 孝司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 前川 英樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社池田銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社池田銀行及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年5月30日に、株式会社泉州銀行と平成21年4月1日を目処に共同して持株会社を設立する方式により経営統合を進めることについて基本合意した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

株式会社 池田銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 重松孝司 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津田多聞 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平井啓仁 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社池田銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社池田銀行及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社はその他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託の評価基準を変更している。
2. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は市場価格等のある株式及び投資信託の配当金等の収益計上基準を変更している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年6月26日開催の定時株主総会において資本金の額の減少を決議している。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年6月26日開催の定時株主総会及び種類株主総会において株式会社泉州銀行と共同株式移転の方式により平成21年10月1日に持株会社を設立することについて決議している。
5. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月25日開催の取締役会において新株予約権付社債の繰上償還を決議している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社池田銀行の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社池田銀行が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 内部統制報告書に記載のとおり、会社は平成21年6月26日開催の定時株主総会及び種類株主総会において株式会社泉州銀行と共同株式移転の方式により平成21年10月1日に持株会社を設立することについて決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月16日

株式会社 池田銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 重松 孝司 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 前川 英樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社池田銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第86期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社池田銀行の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年5月30日に、株式会社泉州銀行と平成21年4月1日を目処に共同して持株会社を設立する方式により経営統合を進めることについて基本合意した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

株式会社 池田銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 重松孝司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津田多聞 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平井啓仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社池田銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第87期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社池田銀行の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な会計方針に記載のとおり、会社はその他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託の評価基準を変更している。
2. 会計方針の変更に記載のとおり、会社は市場価格等のある株式及び投資信託の配当金等の収益計上基準を変更している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年6月26日開催の定時株主総会において資本金の額の減少を決議している。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年6月26日に開催の定時株主総会及び種類株主総会において株式会社泉州銀行と共同株式移転の方式により平成21年10月1日に持株会社を設立することについて決議している。
5. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月25日開催の取締役会において新株予約権付社債の繰上償還を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

株式会社 池田銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 重 松 孝 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 井 啓 仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社池田銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社池田銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載のとおり、会社はその他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託の評価基準を変更している。
2. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は市場価格等のある株式及び投資信託の配当金等の収益計上基準を変更している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、株式会社泉州銀行との経営統合に関する日程変更の合意書を平成20年11月25日に締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 中間連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

株式会社 池田銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津 田 多 聞 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 加 井 真 弓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社池田銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社池田銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と株式会社泉州銀行は、平成21年10月1日付で共同株式移転により、完全親会社である「株式会社池田泉州ホールディングス」を設立している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

株式会社 池田銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 重 松 孝 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 井 啓 仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社池田銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第87期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社池田銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載のとおり、会社はその他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託の評価基準を変更している。
2. 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は市場価格等のある株式及び投資信託の配当金等の収益計上基準を変更している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、株式会社泉州銀行との経営統合に関する日程変更の合意書を平成20年11月25日に締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

株式会社 池田銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津 田 多 聞 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 加 井 真 弓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社池田銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第88期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社池田銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と株式会社泉州銀行は、平成21年10月1日付で共同株式移転により、完全親会社である「株式会社池田泉州ホールディングス」を設立している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。